

告 示

埼玉県告示第千五百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 食品リサイクル農園あさか

三 代表者の氏名

野口 久美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市朝志ヶ丘一丁目五番四十 S 一一二号

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県朝霞市を中心に地球市民としての住民に対し、生ごみ類の減量から始まるバイオマス循環の輪を構築し、行政・他団体・他地域との輪を広げ、豊かな風土と草木の緑を育み 土豊か " 心豊かな 思いやりあふれるまちづくりを実現することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ソーシャルネットワーク
- 三 代表者の氏名
池田 良幸
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市村岡二百三十三番地B二百二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、生活困窮者及び定住外国人に対し、生活及び就労支援を行い、地域社会における福祉の増進及び経済の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百八号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
岩渕 美代子	視覚障害	眼科	川口市立医療センター附属本町診療所	川口市本町三―六―三〇	平成二十三年九月二十二日
大井 桂子	視覚障害	眼科	戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
菊池 豊彦	視覚障害	眼科	医療法人財団健和会 健和病院	みさと 三郷市鷹野四―四九四―一	同
木村 圭介	視覚障害	眼科	蕨市立病院	蕨市北町二―二二―一八	同
世古 裕子	視覚障害	眼科	国立障害者リハビリテーションセンター	所沢市並木四―一	同
富満 賢木	視覚障害	眼科	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	同
東 栄子	視覚障害	眼科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八―一	同
福山 雄一	視覚障害	眼科	医療法人慈照会 むさしのメデイカルクリニック	幸手市幸手二八〇七	同
九十九 大造	平衡機能障害、音声・言語機能障害	神経内科、脳神経外科	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	八潮市緑町一―四一―三	同

池園 哲郎	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
関根 大喜	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉・頭頸部外科	上福岡総合病院	ふじみ野市福岡九三一	同
増田 毅	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻いんこう科	医療法人 増田耳鼻咽喉科医院	朝霞市三原二―一三―二八	同
吉澤 卓	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由	脳神経外科	吉川脳神経外科	吉川市川藤八五〇―四	同
市岡 滋	肢体不自由	形成外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同

伊藤 晴夫	肢体不自由	整形外科	医療法人移山会 二宮病院	草加市新栄町四九一―六	同
金谷 幸一	肢体不自由	整形外科	蓮田病院	蓮田市根金一六六二―一	同
川崎 智	肢体不自由	整形外科	医療法人社団明芳会 イムス 三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保二六六一 一	同
佐藤 智也	肢体不自由	形成外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
萩原 浩	肢体不自由	神経内科	上尾甦生病院	上尾市地頭方四二一―一	同
比佐 健二	肢体不自由	整形外科	医療法人社団明芳会 イムス 三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保二六六一 一	同
本間 豊	肢体不自由	神経内科	国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜四一四七	同
笠原 啓史	心臓機能障害	心臓血管外科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
那須 学	心臓機能障害	循環器科	蓮田病院	蓮田市根金一六六二―一	同
加藤 真紀	心臓機能障害	腎臓内科	医療法人社団哺育会白岡中央 総合病院	南埼玉郡白岡町小久喜九三八 ―一二	同
中元 秀友	心臓機能障害	内科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
長谷川 嗣夫	呼吸器機能障害	呼吸、循環器科	埼玉県中央病院	桶川市坂田一七二六	同

佐藤 聡	ぼうこう又は直腸 機能障害	泌尿器科	上尾中央総合病院	上尾市柏座一―一〇―一〇	同
高橋 渉	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科・呼吸器外科	医療法人社団清幸会 中央総合病院	行田中 行田市富士見町二―一七―一 七	同
山本 悟史	ぼうこう又は直腸 機能障害	消化器外科	行田総合病院	行田市持田三七六	同
関田 吉久	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	志木市立市民病院	志木市上宗岡五―一四―五〇	同
原 知憲	ぼうこう又は直腸 機能障害	消化器外科	戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
市村 茂輝	肝臓機能障害	消化器内科	戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
千葉 三千代	肝臓機能障害	内科	医療法人 千葉外科内科病院	川口市原町四―四一	同
堀部 俊哉	肝臓機能障害	消化器内科	戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同

告 示

埼玉県告示第千五百十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
石田 隆志	肝臓機能障害	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室八一八	平成二十二年四月一日
小張 力	心臓機能障害	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	平成二十三年六月三十日
森田 博之	視覚障害	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	平成二十三年八月三十一日
高村 誠二	ぼうこう又は直腸機能障害	行田中央総合病院	行田市富士見町二一七一一七	平成二十三年九月二十九日
藤本 信之	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	医療法人東仁会 藤本医院	草加市松原五一―六	平成二十三年九月三十日
西平 哲郎	じん臓機能障害	圏央所沢病院	所沢市東狭山ヶ丘四―二六九二― 一	平成二十三年九月三十日
岡崎 俊哉	肢体不自由	上青木中央醫院	川口市上青木四―二―六	平成二十三年十月三十一日

告 示

埼玉県告示第五百十一号

測量計画機関の長である大里郡寄居町長島田誠から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

大里郡寄居町

二 作業種類

公共測量（一、二、三級基準点の復旧）

三 作業地域

大里郡寄居町全域

四 作業期間

平成二十三年十一月二十四日から平成二十四年二月十日まで

告 示

埼玉県告示第五百十二号

測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（撮影 縮尺五千分の一 R C 三十（GPS / IMU）による空中写真撮影）

三 作業地域

本庄市全域

四 作業期間

平成二十三年十一月十八日から平成二十四年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第五百十二号

測量計画機関の長である児玉郡上里町長関根孝道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

児玉郡上里町

二 作業種類

公共測量（撮影 縮尺五千分の一 R C 三十（GPS / IMU）による空中写真撮影）

三 作業地域

児玉郡上里町全域

四 作業期間

平成二十三年十一月二十二日から平成二十四年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第五百十四号

測量計画機関の長である入間郡三芳町長林伊佐雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間郡三芳町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

入間郡三芳町全域

四 作業期間

平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月九日まで

告 示

埼玉県告示第五百十五号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

川口市全域

四 作業期間

平成二十三年十月二十五日から平成二十四年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第五百十六号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十三年十二月十日から平成二十四年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第五百十七号

測量計画機関の長である越谷市長高橋努から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

越谷市内全域

四 作業期間

平成二十三年十一月二十八日から平成二十四年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第五百十八号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、現況測量）

三 作業地域

さいたま市緑区大字下野田、大字大門の各一部

四 作業期間

平成二十三年十二月十五日から平成二十四年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千五百十九号

測量計画機関の長である上尾市原新町土地区画整理組合理事長松崎泰次から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市原新町土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量（改測・座標変換））

三 作業地域

上尾市原新町地内

四 作業期間

平成二十三年十二月十九日から平成二十四年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十号

測量計画機関の長である吉川市長戸張胤茂から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（撮影 縮尺一万分の一 DMC（GPS/IMU）による空中写真撮影）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

平成二十三年十二月六日から平成二十四年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十一号

測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（デジタルエリアセンサー（DMC、GPS/IMU）による空中写真撮影 撮影縮尺一万分の一）

三 作業地域

蓮田市全域（二七・二七平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十三年十月十八日から平成二十四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十二号

測量計画機関の長である桶川市長岩崎正男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量（既成図数値化（地図レベル二五）・座標変換）

三 作業地域

桶川市全域（二五・二六平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十三年十月二十八日から平成二十四年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十三号

測量計画機関の長である上尾市長島村穰から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

上尾市

四 作業期間

平成二十三年十二月二十九日から平成二十四年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十四号

測量計画機関の長である草加市長田中和明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量（撮影 縮尺一万分の一 DMC（GPS/IMU）による空中写真撮影）

三 作業地域

草加市全域

四 作業期間

平成二十三年十二月八日から平成二十四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

測量計画機関の長である蕨市長頼高英雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）

三 作業地域

蕨市全域

四 作業期間

平成二十三年十一月三十日から平成二十四年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

測量計画機関の長である熊谷市長富岡清から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

熊谷市

二 作業種類

公共測量（基準点座標補正）

三 作業地域

熊谷市御正新田、万吉、村岡、楊井、上恩田、下恩田地内

四 作業期間

平成二十四年一月四日から平成二十四年二月二十九日まで

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十三年十二月七日

指令越建セ第二三〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成二十三年十二月十九日

越建セ第三五〇 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原二丁目九百四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目六番一号

有限会社 鈴建ホーム 代表取締役 鈴木 充

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十三年十月五日

指令越建セ第二三〇〇二七〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十二月十九日

越建セ第三五一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目千二百二十六番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井二丁目二十六番十一号

一建設 株式会社 代表取締役 小泉 公善

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年九月二十一日

指令越建セ第二三〇〇二五〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十二月二十日

越建セ第三五二 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮三百三十六番一、三百三十六番二、三百三十八番

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目三番三十四号

株式会社 三幸ハウス 代表取締役 新井 幸三